

# 公益財団法人 日本下水道新技術機構

## 第 1 1 回理事会議事録

- 1 開催された日時 平成 28 年 3 月 11 日 (金) 13 時 30 分から 16 時 00 分
- 2 開催された場所 公益財団法人 日本下水道新技術機構 8 階特別会議室
- 3 理事総数 6 名
- 4 出席理事数 6 名  
(出席) 江藤 隆 大村 達夫 手島 康博  
永澤 章行 長澤 毅 花木 啓祐  
(監事出席) 穉本 守雄 丸山 淳一
- 5 議案及び報告事項  
議案 (決議事項)
  - 第 1 号議案 特定個人情報等の取扱いに関する基本方針の策定及び取扱規程の制定に関する件
    - その 1 特定個人情報等の適正な取扱いの確保のための基本方針の策定に関する件
    - その 2 特定個人情報取扱規程の制定に関する件
  - 第 2 号議案 就業規則の一部改正に関する件
  - 第 3 号議案 給与規程の一部改正及び年度末特別手当の支給に関する件
    - その 1 給与規程の一部改正に関する件
    - その 2 年度末特別手当の支給に関する件
  - 第 4 号議案 非常勤役員及び評議員の報酬の額等の定めについての制定に関する件
  - 第 5 号議案 平成 28 年度事業計画及び収支予算等に関する件
    - その 1 平成 28 年度事業計画書(案)に関する件
    - その 2 平成 28 年度収支予算書(案)に関する件
    - その 3 平成 28 年度資金調達及び設備投資の見込み(案)に関する件
  - 第 6 号議案 第 8 回評議員会の招集に関する件報告事項
  - (1) 役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程の一部改正について
  - (2) 中期事業計画 (案) について
  - (3) 代表理事の職務執行状況報告
- 6 議事の経過の要領及びその結果
  - (1) 議決に加わらない決議事項への事前申し出及び議決数の報告  
古瀬事務局長から、理事の中で、特別の利害関係を有するため議決に加わることができない決議事項があれば議決の前に議長に申し出をされるよう説明があった。そのうえで、本理事会の出席者数は 6 名全員出席であり、特別の利害関係を有すると申し出をされる理事がいなければ、本理事会での決議事項は成立することの報告があった。
  - (2) 議長の選出  
古瀬事務局長から、理事会運営規則第 6 条第 1 項の規定により、「理事会の

議長は、理事長がこれに当たる」と定められていることの説明があり、これに  
り江藤理事長が議長を務めることとなった。

(3) 議事録署名人の報告

江藤議長から議事録署名人は、定款第 43 条第 2 項の規定により出席した代  
表理事及び監事であることから、江藤代表理事と穂本、丸山両監事が議事録署  
名人になることの報告があった。

(4) 議案の審議状況及び決議結果等

○決議事項

第 1 号議案 特定個人情報等の取扱いに関する基本方針の策定及び取扱規程の制  
定に関する件

その 1 特定個人情報等の適正な取扱いの確保のための基本方針の策定に関  
する件

その 2 特定個人情報取扱規程の制定に関する件

事務局より、平成 28 年 1 月以降、個人番号を含む個人情報（特定個人情報）を  
取り扱うことになったが、その管理のために適切な安全管理措置を講じることが法  
令等で義務付けられていること。このため、本機構における特定個人情報の取扱い  
に関する留意事項及び安全管理措置について定めた「特定個人情報等の適正な取扱  
いの確保のための基本方針」及び「特定個人情報取扱規程」を制定することについ  
て一括して説明があった。

このあと、同議案に関して次の発言・質疑応答があった。

丸山監事 この取扱規定の各条文は、標準的なモデルを参考にして作ったものなの  
か。

事務局 具体的には、標準的なモデルを基本として、専門家である社会保険労務  
士と相談しながら、本機構の実情に応じて作成したものである。

丸山監事 機構にはマイナンバーに限らず、技術委員会などの委員の個人情報があ  
り、それが個人のファイルに入っていると思うが、安全管理という点でこ  
れを一つにまとめて管理することにはなっていないのか。

事務局 この取扱規程は、マイナンバーを含む個人情報について特定の部屋で特  
定のパソコンを使って事務処理を行うことを定めており、名簿などの従来  
からの個人情報については、マイナンバーとは別のセキュリティー管理を  
行うこととしている。

長澤理事 マイナンバーなどの個人情報 leaked した場合、これに関連して、機構業務  
そのものに影響や支障が生じるようなことにならないか。

江藤議長 このたびの基本方針や取扱規程は、組織としてマイナンバーを含む個人  
情報の保護及び安全な管理をするため、番号法に基づき定めるものである。  
なお、業務に関する情報管理については、来年度、セキュリティーを強化  
するためシステム整備を行うこととしている。

以上のほか、意見・質問はなく、議長が第 1 号議案その 1 及びその 2 について諮  
ったところ、原案どおり出席理事全員一致で可決した。

第 2 号議案 就業規則の一部改正に関する件

事務局より平成 28 年 1 月以降、マイナンバーを含む個人情報（特定個人情報）  
を取り扱うことになったが、これに伴い、職員の採用時におけるマイナンバーの提  
出及び職員が特定個人情報を漏えいさせた場合並びに特定個人情報取扱規程に違  
反した場合等の措置について就業規則に定める必要があること。また、本規則中、  
休暇、休職期間及び退職の取扱いに関する事項について記述内容を明確にするため

一部補完する必要があるとした本規則を一部改正する提案理由の説明の後、改正条文について説明があった。

このあと、同議案に関して次の発言・質疑応答があった。

永澤理事 第1号議案に関連するが、職員以外の外部の者もマイナンバーを提出する必要があるのか。

事務局 例えば、非常勤役員及び評議員の方々には、交通費として一定額を支給しているが、税法上は給与であることから源泉徴収している。この支払調書を税務署に提出するときにマイナンバーが必要となる。

永澤理事 マイナンバー提出の手続きは、どのように行うのか。

事務局 具体的には、当機構より自宅に簡易書留でマイナンバーの提出のお願いを郵送するので、マイナンバーの通知書か個人番号カードのコピーを簡易書留で当機構に郵送していただく手続きとなる。なお、提出されたマイナンバーは、限られた者しか取り扱うことができないよう限定している。

手島理事 就業規則に、マイナンバーに関しては改正条文を新たに追加しているが、既存の条文で読めるのではないかと思うが何か理由があるのか。

事務局 ご発言のように、マイナンバーに関する事項について当初は就業規則に反映させる予定ではなかったが、マイナンバー制度の説明会では同規則も変えるよう指導があったこと、また、社会保険労務士より、特定個人情報社会的にも重要なものであることから、同規則に明確に定めた方がよいとの助言により各条文に反映させたものである。

丸山監事 マイナンバーは、これまでいろいろな議論を経てきており社会の関心も非常に高い。また、情報漏えいなど違反した場合の罰則も厳格に定められていることから、社会保険労務士も就業規則に反映させるよう指導しているのではないかと思う。

手島理事 マイナンバーなどの個人情報を漏えいさせたとき、就業規則の第41条の「解雇」と第67条の「免職」にそれぞれ分けて規定しているのは理由があるのか。

江藤議長 特定個人情報を漏えいさせた場合、それが誤って漏えいさせたものなのか、それとも故意又は重大な過失により漏えいさせたものなのか、その程度によって分ける必要があることから、第41条「解雇」と第67条「免職」にそれぞれ規定したものである。

このあと、意見・質問はなく、議長が第2号議案について諮ったところ、原案どおり出席理事全員一致で可決した。

第3号議案 給与規程の一部改正及び年度末特別手当の支給に関する件

その1 給与規程の一部改正に関する件

その2 年度末特別手当の支給に関する件

事務局より、本年度は大幅な事業費の増加に伴い、職員の業務量も膨大になったが、職員の労に報いるとともに、今後も業務に対するモチベーションを維持してもらうため年度末特別手当を支給することとしたい。このため、給与規程の改正条文及び本年度の同手当の支給に関し具体的な説明があった。

このあと、同議案に関して次の発言・質疑応答があった。

長澤理事 手当を支給する職員には役員も入るのか。

江藤議長 役員の給与は、職員の給与規定とは別の「役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程」で定められており、手当の支給対象にはならない。

大村理事 非常勤職員とは、どのような職員なのか。

事務局 臨時の職員で期間を定めて雇用している職員である。具体的には、機構

を退職した後に再雇用された職員や、今年度のように多忙な時に一定期間臨時的に雇用された職員である。

大村理事 今回支給する職員の範囲に非常勤職員も入っていると考えてよいか。

事務局 本来なら、非常勤職員は職員給与規定は適用されないが、業務内容は正規の職員と同様であることから、手当の支給対象に含めている。

大村理事 趣旨は非常に良いと思うが、この手当は支給できる状況であれば毎年支給するのか

江藤議長 今年度のように、予定していた執行体制に対して事業量が大幅に増えた場合、職員に過大な負担をかけていることから、慰労金として手当の支給についてご提案させていただいたが、手当を支給するかどうか、また、額をいくらにするかは、理事会の議決事項として給与規程に定めてあるので、理事会において判断していただくことになる。

なお、当機構は公益法人なので内閣府に確認したところ、手当の支給に関し給与規程に設けていると問題はないとのことであった。また、他の公益法人の例もあることから提案させていただいた。

丸山監事 手当の金額は他の財団法人等と比べて常識的な金額か。

江藤議長 明確な根拠はないが、収支の状況等を勘案し、支給金額を一人当たり50000円とした。

穂本監事 忙しい状況の中で、頑張っている職員に対し手当を支給するのは、職員の励みにもなるのでよいのではないかと思う。給与規程を見ても必ず支給するというのではなく、支給することができると規定されていることから、そのときどきの状況を判断して常識的な範囲で運用してもらえればと思う。

以上のほか、意見・質問はなく、議長が第3号議案その1及びその2について諮ったところ、原案どおり出席理事全員一致で可決した。

#### 第4号議案 非常勤役員及び評議員の報酬の額等の定めについての制定に関する件

事務局より、内閣府は実費相当の費用として積算根拠が明らかでない一定額を交通費等の名目で支給することは会計処理として適切ではないと指導している。このことから、当機構も今後は、職務執行の対価として報酬を、出席のために要した費用として交通費を支給するなど、その金額を明らかにする必要がある。このため、「非常勤役員及び評議員の報酬の額等の定めについて」を制定することについての提案理由説明の後、本定めの内容に関し説明があった。

このあと、同規程の関連事項について一部改正する必要があるが、これについては、報告事項(1)のとおり3月18日の評議員会に諮ることとしていること、また、本議案は議決後、評議員会に提出し同規程の一部改正と合わせて承認を得ることとしていることの説明があった。

このあと、同議案に関して次の発言・質疑応答があった。

長澤理事 私が機構の理事を引き受けたとき、交通費は別として無報酬だったが、今回、報酬を支給することとしたのはなぜか、状況が変わったのか。

江藤議長 本機構としては内閣府の指導を踏まえ、今後は報酬と交通費を区分して支給する必要がある。報酬について他の公益法人の状況を調べてみたが、金額は20000円を支給している法人が多かったこと。また、非常勤役員・評議員の方々には法的責任をもって職務を担っていただいているので、その対価として20000円を提示して意向を確認させていただいたが、ほとんどの非常勤役員・評議員の方々から事務局案でよいのではないかという回

答があったことから、それを根拠に提案させていただいたものである。

丸山監事 本議案に関して、内閣府は、交通費は実費相当であり、報酬とは別のものとして明確にするようかなり強い意向で指導されていると聞いている。

永澤理事 個人が、企業や団体などの組織に在籍している場合、その組織の定款や規則等により報酬の受給が認められないときは辞退することになるが。

江藤議長 そのような事情で報酬の受給の辞退の申し出があれば、対応させていただきたいと考えている。

このあと、意見・質問はなく、議長が第4号議案について諮ったところ、原案どおり出席理事全員一致で可決した。

第5号議案 平成28年度事業計画及び収支予算等に関する件

その1 平成28年度事業計画書(案)に関する件

その2 平成28年度収支予算書(案)に関する件

その3 平成28年度資金調達及び設備投資の見込み(案)に関する件

事務局より、第5号議案その1からその3まで関連議案につき一括しての説明があった。最初のその1では、Ⅰ基本方針、Ⅱ事業計画及びⅢ組織管理運営の適正化と効率化の各項目について詳細な説明があった。その2では、前年度の各科目と比して説明があった。また、その3については、設備投資として、セキュリティシステム導入のためのサーバー購入及び機構内データベースシステムの開発を予定していることの説明があった。

このあと、同議案に関して次の発言・質疑応答があった。

長澤理事 研究開発普及事業の「効率的・効果的な調査研究」に記述されている下水道技術ビジョンの中で位置付けられている機構の役割について説明願いたい。

事務局 下水道技術ビジョンというのは、下水道の今後の技術計画を集中的につくってこうというものであるが、その中に各団体の役割があつて、さらにその項目の一つに下水道機構があり、本機構が今後集中的にやっていく事項が挙げられている。例えば、災害対策であれば、BCPのブラッシュアップを図るとか、訓練計画をどうするかということが位置付けられている。

事務局 後ほど、中期事業計画の報告時に説明するが、機構が取り組むべきテーマをまとめており、下水道技術ビジョンとの位置付けを対比したものがあるので、そこで触れさせていただく。大体の研究開発の項目のほとんどに機構が関わるようになっている。

大村理事 事業計画の「調査・研究・評価の計画一覧」には、下水道ビジョンができたことによって、それを反映したものはあるか。

事務局 ビジョンには、政策的な下水道ビジョンと下水道技術ビジョンがあつて、下水道ビジョンに関しては、機構としても政策を支援するつもりである。

一方、下水道技術ビジョンに関しては、①下水道機能の持続性の確保、②災害リスクへの対応力向上、③低炭素社会や創エネなどの新たな価値の創造を重要なテーマとして取り上げられているので、機構としてもこの下水道技術ビジョンを受けて、大きなこの3テーマのもと重点的に取り組んでいきたいと考えている。

丸山監事 事業計画の中で、情報セキュリティーの説明があつたが、国との委託契約において、他の省庁では、受託者側に情報セキュリティーを確保するよう求めている例がある。機構の場合、国との委託契約で、契約書の中に情報セキュリティーに関する条項はあるのか。

事務局 特にないと思う。

丸山監事 情報セキュリティーに関し、職員に対して教育や研修を行う予定はないか。

事務局 職員の意識向上を図るために、研修等を実施していかなくてはならないと思っている。また、情報セキュリティーに関し、しっかりと整備していかなくてはならないと考えている。

花木理事 設備投資でセキュリティーシステム導入のためのサーバー購入と機構内データベースシステム開発を予定しているが、平成29年度以降の後年度においてこれらの維持管理のための費用がかさむことはないか。

事務局 サーバーのメンテナンスで若干の負担増が見込まれる。なお、システム専門の職員を今年度採用したところである。

大村理事 地方公共団体との共同研究を行う場合、研究については機構側から提案するのか、双方向なのか、相手側からきたものを受けて行っているのか、その割合について説明願いたい。

江藤議長 機構側から提案し、その後何度か打合せをしてテーマや研究内容を固めていくケースが多い。

このあと、意見・質問はなく、議長が第5号議案その1からその3までについて諮ったところ、原案どおり出席理事全員一致で可決した。

#### 第6号議案 第8回評議員会の招集に関する件

事務局より、第8回評議員会を3月18日（金）午後1時30分から当機構特別会議室で開催したい旨の説明があった。

議題は、議案として「理事の選任に関する件」と「役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程の一部改正及び非常勤役員及び評議員の報酬の額等の定めについての制定の承認に関する件」、報告事項として理事会決議事項の報告と「役員評価委員会の結果報告」、「中期事業計画（案）について」及び「代表理事の職務執行状況報告」であるとのことであった。

このあと、意見・質問はなく、議長が第6号議案について諮ったところ、原案どおり出席理事全員一致で可決した。

#### ○報告事項

##### (2) 中期事業計画（案）について

事務局より、本機構として、今後の技術開発や調査研究の方向性を明らかにするとともに、重点的に取り組む技術分野と目標を示した中期事業計画（案）の策定状況について報告があった。

このあと、同報告に関して次の発言・質疑応答があった。

花木理事 この計画はよくできていると思う。計画どおりに事業が進むよう期待している。

大村理事 中期事業計画は、研究事業は5年間でそのほかの事業や業務は年度を区切らずに常にやるのか、また、研究事業とそのほかの事業や業務とのつながりは、どういうスタンスで考えればよいのか。

江藤議長 最初は、技術開発5カ年計画を作ろうかと考えていたが、この計画を策定するためには体制や経営の問題等があることから、事業の計画全体としてまとめさせていただいた。取組みの考え方としては、計画を実行していくために、さらなる業務の効率化やシステムの導入など、その辺を整理していければと考えている。

大村理事 例えば、5年経ったときに、この中期事業計画の評価は行うのか。

江藤議長 次期改正の前に、検証を行うことにしている。

手島理事 電気の分野においては、電力や発電などそのコアとなるところの研究者

が減ってきているが、下水道の分野においてはそのようなことはないか。  
花木理事 大学側であまりやっていない維持管理のハードの維持管理と構築など、それをやる人が非常に少ない。システムをやる人はそれなりにいるが、維持管理など地味なところを研究する人は少ない。これは下水道の分野でもいえるのではないか。

大村理事 下水道の役割というのが大分変わってきて、今までは水をきれいに流すということだったが、いろいろな機能を下水道に付加していく段階にきているような気がする。例えば、地球温暖化などの社会的課題の解決に下水道を使っていく状況になっており、異分野を付加し新しい下水道をつくっていくという段階にきているので、コアである下水道をやる研究者は、それを頭に入れて異分野を受け入れてもらうことがドラステックな研究体制につながっていくと思う。

江藤議長 機構の技術の橋渡しという使命においても、新しい価値の創造というところに着目して社会のニーズに応えられるよう、これからは変わっていかねばならないと思っている。そういう意味で、異分野を取り入れることも視野に入れて業務に取り組んでいきたいと考えている。

### (3) 代表理事の職務執行状況報告

代表理事である江藤理事長から、職務執行状況の報告があった。

以上をもって議案及び報告事項についてすべて終了したので、16時00分、議長は閉会を宣し解散した。


以上、この議事録が正確であることを証するため、出席した代表理事及び監事は記名押印する。

平成28年3月11日

代表理事

江藤 隆 

監 事

榎本 守雄 

監 事

丸山 淳一 